

<返戻金制度について>

採用決定者が入社後3ヶ月以内に、本人都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときは、受領した紹介手数料から次の基準で本件報酬を返還します。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合:80%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合:50%